



三重県公報

令和2年7月28日（火）

第 127 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	公 安 委 規 則		
3	三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	(公 安 委 員 会)	3
	告 示		
485	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当させる機関の指定	(地 域 福 祉 課)	3
486	生活保護法の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	3
487	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	4
488	生活保護法の規定による介護扶助のための介護等を担当させる機関の指定	(同)	4
489	生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	4
490	生活保護法の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	(同)	4
491	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定	(同)	5
492	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	5
493	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	5
494	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護支援給付のための介護等を担当する機関の指定	(同)	5
495	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	6
496	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための施術を担当する施術者の指定	(同)	6
497	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	6
498	同伴	(同)	8
499	同伴	(同)	9
	病院事業庁告示		
2	三重県立志摩病院の利用料金の承認	(病 院 事 業 庁)	10
	監 査 委 員 公 表		
6	監査結果の公表	(監 査 委 員)	13
	公 告		
	三重県情報公開条例の規定による令和元年度における実施状況の公表	(情 報 公 開 課)	25
	三重県個人情報保護条例の規定による令和元年度における運用状況の公表	(同)	26
	土地改良区の定款変更の認可	(農 地 調 整 課)	28
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	29

特 定 調 達 公 告

落札者を決定した旨

(警 察 本 部) 29

公安委規則

三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。
令和二年七月二十八日

三重県公安委員会委員長 川 端 郁 子

三重県公安委員会規則第三号

三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則
三重県道路交通法施行細則（昭和四十二年三重県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（軽車両の乗車又は積載の制限） 第十四条 法第五十七条第二項の規定による軽車両の乗車人員又は積載重量等の制限は、次のとおりとする。 一 乗車人員 ア 二輪又は三輪の自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 （ア）（カ）（略） （キ）<u>一人乗り用としての構造を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けられた自転車に運転者以外の者一人を乗車させているとき。</u> イ （略） 二～四 （略）	（軽車両の乗車又は積載の制限） 第十四条 法第五十七条第二項の規定による軽車両の乗車人員又は積載重量等の制限は、次のとおりとする。 一 乗車人員 ア 二輪又は三輪の自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 （ア）（カ）（略） イ （略） 二～四 （略）

附 則
この規則は、令和二年八月一日から施行する。

告 示

三重県告示第 485 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。
令和 2 年 7 月 28 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
佐々木内科	伊賀市緑ヶ丘本町 1629 の 1	令和 2 年 6 月 1 日
亀山医院	亀山市本町三丁目 10 番 5 号	令和 2 年 4 月 1 日
みえ在宅医療クリニック	亀山市東御幸町 219-6	令和 2 年 7 月 1 日
いしが在宅ケアクリニック	四日市市山城町 749 番地 37	令和 2 年 3 月 1 日
くまのなる在宅診療所	南牟婁郡紀宝町井田字前地 1478 番 3	令和 2 年 7 月 1 日
フラワー薬局栗真店	津市栗真中山町 89-1	令和 2 年 7 月 1 日
ニコニコ薬局 南伊勢店	度会郡南伊勢町船越 2552-2	令和 2 年 7 月 1 日
ウエルシア薬局四日市波木店	四日市市波木町 416-1	令和 2 年 7 月 1 日

三重県告示第 486 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 2 年 7 月 28 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
こもの皮膚科クリニック	三重郡菰野町大字潤田新起 1187 番地 4	えいご皮フ科四日市院	令和 2 年 4 月 22 日

三重県告示第 487 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 2 年 7 月 28 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
佐々木内科	伊賀市緑ヶ丘本町 1629 の 1	令和 2 年 5 月 31 日
いしが在宅ケアクリニック	四日市市山城町 770-2	令和 2 年 2 月 29 日

三重県告示第 488 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和 2 年 7 月 28 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

指定介護機関の名称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日	事業（サービス）の種類
ヘルパーステーション わくわく	桑名市新西方四丁目 10、11、12、13、14 番地 くわな W A C 2 階	医療法人 創健会	桑名市新西方三丁目 218 番地	令和 2 年 8 月 1 日	訪問介護
みゆき薬局	津市戸木町 5058	株式会社メディカルリンク	松阪市嬉野中川新町二丁目 17 番地	令和 2 年 5 月 1 日	居宅療養管理指導
みゆき薬局	津市戸木町 5058	株式会社メディカルリンク	松阪市嬉野中川新町二丁目 17 番地	令和 2 年 5 月 1 日	介護予防居宅療養管理指導

三重県告示第 489 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 2 年 7 月 28 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

指定介護機関の名称	申請（開設）者名	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
いしが在宅ケアクリニック	医療法人 S I R I U S	居宅療養管理指導	所在地	四日市市山城町 749 番地 37	四日市市山城町 770 番 2	令和 2 年 3 月 1 日
いしが在宅ケアクリニック	医療法人 S I R I U S	介護予防居宅療養管理指導	所在地	四日市市山城町 749 番地 37	四日市市山城町 770 番 2	令和 2 年 3 月 1 日

三重県告示第 490 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

令和 2 年 7 月 28 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
鶴木 寛士	こころ四日市治療院	四日市市三重 1 丁目 2 番地メインセンター	令和 2 年 4 月 1 日
伊藤 敏郎	かわさき鍼灸整骨院	伊勢市河崎 3-11-9	令和 2 年 6 月 12 日
林 直樹	株式会社フレアス 三重事業所	津市神戸 203-9 カワイ第 3 ビル 2F	令和 2 年 6 月 25 日

三重県告示第 491 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 2 年 7 月 28 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
佐々木内科	伊賀市緑ヶ丘本町 1629 の 1	令和 2 年 6 月 1 日
亀山医院	亀山市本町三丁目 10 番 5 号	令和 2 年 4 月 1 日
みえ在宅医療クリニック	亀山市東御幸町 219-6	令和 2 年 7 月 1 日
いしが在宅ケアクリニック	四日市市山城町 749 番地 37	令和 2 年 3 月 1 日
くまのなる在宅診療所	南牟婁郡紀宝町井田字前地 1478 番 3	令和 2 年 7 月 1 日
フラワー薬局栗真店	津市栗真中山町 89-1	令和 2 年 7 月 1 日
ニコニコ薬局 南伊勢店	度会郡南伊勢町船越 2552-2	令和 2 年 7 月 1 日
ウエルシア薬局四日市波木店	四日市市波木町 416-1	令和 2 年 7 月 1 日

三重県告示第 492 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 2 年 7 月 28 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
こもの皮膚科クリニック	三重郡菰野町大字潤田新起 1187 番地 4	えいご皮膚科四日市院	令和 2 年 4 月 22 日

三重県告示第 493 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 2 年 7 月 28 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
佐々木内科	伊賀市緑ヶ丘本町 1629 の 1	令和 2 年 5 月 31 日
いしが在宅ケアクリニック	四日市市山城町 770-2	令和 2 年 2 月 29 日

三重県告示第 494 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和 2 年 7 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の 名 称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主 たる事務所の所在地	指 定 年 月 日	事業（サービ ス）の 種 類
ヘルパーステー ション わくわ く	桑名市新西方四 丁目 10、11、 12、13、14 番地 くわな W A C 2 階	医療法人 創健会	桑名市新西方三丁目 218 番地	令 和 2 年 8 月 1 日	訪問介護
みゆき薬局	津市戸木町 5058	株式会社メディカ ルリンク	松阪市嬉野中川新町二丁 目 17 番地	令 和 2 年 5 月 1 日	居宅療養管理指 導
みゆき薬局	津市戸木町 5058	株式会社メディカ ルリンク	松阪市嬉野中川新町二丁 目 17 番地	令 和 2 年 5 月 1 日	介護予防居宅療 養管理指導

三重県告示第 495 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 2 年 7 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の 名 称	申請（開設）者名	事業（サービ ス）の 種 類	変更事項	変更内容		変 更 年 月 日
				新	旧	
いしが在宅ケアク リニック	医療法人 S I R I U S	居宅療養管理 指導	所在地	四日市市山城町 749 番地 37	四日市市山城町 770 番 2	令 和 2 年 3 月 1 日
いしが在宅ケアク リニック	医療法人 S I R I U S	介護予防居宅 療養管理指導	所在地	四日市市山城町 749 番地 37	四日市市山城町 770 番 2	令 和 2 年 3 月 1 日

三重県告示第 496 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条（同法第 55 条において準用する場合を含む。）の規定により、医療支援給付のための施術を担当する施術者を指定しました。

令和 2 年 7 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
鶴木 寛士	こころ四日市治療院	四日市市三重 1 丁目 2 番地メイ ンセンター	令和 2 年 4 月 1 日
伊藤 敏郎	かわさき鍼灸整骨院	伊勢市河崎 3-11-9	令和 2 年 6 月 12 日
林 直樹	株式会社フレアス 三重事 業所	津市神戸 203-9 カワイ第 3 ビ ル 2F	令和 2 年 6 月 25 日

三重県告示第 497 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 2 年 7 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン津河芸
津市河芸町中別保字丸垣内 100 番

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者氏名
イオンビッグ株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目 25 番 8 号	宮崎 剛
安井家具株式会社	愛知県名古屋市中区大須 3 丁目 12-34	安井 隆豊
株式会社セリア	岐阜県大垣市外淵 2-38	河合 宏允
化粧品のかじや株式会社	鈴鹿市東玉垣町 2585-1	岩井 勝己
株式会社ジーフット	愛知県名古屋千種区今池 3 丁目 4-10	松井 博史
メガベトロ株式会社	千葉県千葉市美浜区高洲 3-13-2	藤原 茂昭

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者氏名
イオンビッグ株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目 25 番 8 号	小林 健太郎
株式会社ニトリ	北海道札幌市新琴似七条一丁目 2 番 39 号	似鳥 昭雄
株式会社マックハウス	東京都杉並区梅里一丁目 7 番 7 号	北原 久巳
株式会社セリア	岐阜県大垣市外淵二丁目 38 番地	河合 映治
株式会社ジーフット	東京都中央区新川一丁目 23 番 5 号	木下 尚久
メガベトロ株式会社	千葉県千葉市美浜区高洲一丁目 5 番地 1	藤原 茂昭

- (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

荷さばき施設の面積及び位置

(変更前)

荷さばき施設	面積	位置
荷さばき施設 1	70 m ²	縦覧による
荷さばき施設 2	35 m ²	縦覧による
合計	105 m ²	

(変更後)

荷さばき施設	面積	位置
荷さばき施設 1	70 m ²	縦覧による
荷さばき施設 2	35 m ²	縦覧による
荷さばき施設 3	42 m ²	縦覧による
荷さばき施設 4	35 m ²	縦覧による
合計	182 m ²	

- (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設 1	午前 5 時から午後 10 時まで
荷さばき施設 2	午前 6 時から午後 10 時まで

(変更後)

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設 1	24 時間
荷さばき施設 2	午前 6 時から午後 10 時まで

荷さばき施設 3	午前 6 時から午後 10 時まで
荷さばき施設 4	午前 6 時から午後 10 時まで

- 3 変更年月日
 2(1) 令和 2 年 1 月 31 日
 2(2) 令和 3 年 3 月 11 日
 2(3) 令和 2 年 7 月 24 日
- 4 変更理由
 2(1) 小売業を行う者の変更のため
 2(2) 利便性向上のため
 2(3) 配送計画の変更のため
- 5 届出の日
 令和 2 年 7 月 10 日
- 6 届出等の縦覧場所
 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
 令和 2 年 7 月 28 日から同年 11 月 30 日まで
 開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 498 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 2 年 7 月 28 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ピアゴ久保田店
 四日市市久保田 1 丁目 3 番 25 号 ほか 22 筆
- 2 変更事項
 (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 (変更前)

名称	住所	代表者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	佐古 則男

(変更後)

名称	住所	代表者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	関口 憲司

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 (変更前)

名称	住所	代表者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	佐古 則男
株式会社スイートガーデン	京都府京都市下京区烏丸通五条下る大坂町 400 番地 三善ビル 3 階	小池 和則
株式会社花仁	四日市市山崎町 1128 番地 32	谷崎 恵美子

株式会社ベグセゾイド	愛知県名古屋市中村区井深町 10 番 28 号	香取 秀宣
(変更後)		
名称	住所	代表者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	関口 憲司
株式会社花仁	四日市市山崎町 1128 番地 32	谷崎 恵美子

3 変更年月日

2(1) 平成 31 年 4 月 15 日

2(2) 平成 25 年 3 月 25 日

4 変更理由

設置者及び小売業者の代表者の変更及び退店のため

5 届出の日

令和 2 年 7 月 9 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 2 年 7 月 28 日から同年 11 月 30 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 499 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 2 年 7 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーマーケットぎゅーとらラブリー志摩店

志摩市志摩町布施田 1700 番地 1

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

ぎゅーとら志摩店

志摩市志摩町布施田 1700 番地 1

(変更後)

スーパーマーケットぎゅーとらラブリー志摩店

志摩市志摩町布施田 1700 番地 1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ぎゅーとら	伊勢市西豊浜町 655-18	清水 秀隆
株式会社イレブン	大阪府堺市大庭寺 756	槌屋 茂康
有限会社けんざん薬局	志摩市志摩町布施田 151-5	鯛山 丈兒

(変更後)

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ぎゅーとら	伊勢市西豊浜町 655-18	清水 秀隆
株式会社ココカラファインヘルスケア	神奈川県横浜市港北区新横浜 3-17-6 イノテックビル	塚本 厚志
有限会社けんごん薬局	志摩市志摩町布施田 151-5	剣山 丈兒

- 3 変更年月日
 - 2(1) 令和2年7月1日
 - 2(2) 令和元年7月11日
- 4 変更理由
 - 2(1) 店舗の名称変更のため
 - 2(2) 小売業者の変更のため
- 5 届出の日

令和2年7月7日
- 6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和2年7月28日から同年11月30日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

病院事業庁告示

三重県病院事業庁告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第9項の規定により、三重県立志摩病院の利用料金を次のとおり承認しました。

なお、三重県立志摩病院の利用料金の承認（令和2年三重県病院事業庁告示第1号）は、令和2年9月30日限り廃止します。

令和2年7月28日

三重県病院事業庁長 加 藤 和 浩

- 1 指定管理者

公益社団法人地域医療振興協会
理事長 吉新 通康
- 2 利用料金の額

下記の表に掲げるものにあつては同表に定める額とし、これら以外のものにあつては健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準（以下これらを「診療報酬の算定方法」という。）、健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項並びに高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項及び第75条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第4項第1号及び第53条第2項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに限り適用する。）その他法令等により定められた算定方法に基づき算定した額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき消費税が課されるものにあつては、その額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。））とする。ただし、診療契約によるものについては、その契約額とする。

区分	単位	金額（円）
1 診療料（自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の適用のあるものに限る。）		診療報酬の算定方法に基づく1点の単価に2.0を乗じて算定した額
2 死体検案料	1件につき	9,530

3 死体処理料	1 件につき	7,530
4 洗濯料		
(1) 下着、靴下、ハンカチ、タオル、Tシャツ、布おむつその他これらに類するもの	1 件につき	50
(2) 寝巻、襟付きシャツ、運動着、浴衣、バスタオルその他これらに類するもの		100
(3) 上衣、ズボン、スカート、セーター、ワンピースその他これらに類するもの		150
(4) 防水シーツ、失禁マットその他これらに類するもの		200
5 自動車使用料	1 キロメートルにつき	
(1) 患者搬送の場合		90
(2) 訪問診療等の場合		20
6 分べん料（1 児を 1 件とし、多胎の場合の 2 児以上については、時間内料金とする。）	1 件につき	
(1) 時間内の場合		172,000
(2) 時間外の場合		178,000
(3) 深夜又は休日の場合		187,000
7 人工妊娠中絶料	1 件につき	
(1) 11 週まで		
ア 経産婦		87,000
イ 未産婦		94,000
(2) 12 週以上		155,000
8 新生児管理料	1 日につき	8,500
9 新生児介補料	1 日につき	
(1) 消費税法別表第 1 第 8 号に係る場合		3,810
(2) その他の場合		4,190
10 乳児介補料	1 日につき	
(1) 消費税法別表第 1 第 8 号に係る場合		570
(2) その他の場合		620
11 予防接種料	1 件につき	
(1) 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）の規定によるもの		
ア ジフテリア、百日せき、破傷風及び急性灰白髄炎（4 種混合）		12,090
イ ジフテリア、百日せき及び破傷風（3 種混合）		7,720
ウ ジフテリア及び破傷風（2 種混合）		6,600
エ 急性灰白髄炎（ポリオ）		8,550
オ 麻しん及び風しん		10,880
カ 麻しん		7,510
キ 風しん		7,510
ク 日本脳炎		
(イ) 乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン製剤を使用するもの		7,730
(イ) その他のもの		6,910
ケ 結核		8,020
コ H i b 感染症		10,010
サ 肺炎球菌感染症（小児又は高齢者がか		9,150

かるものに限る。)		
シ ヒトパピローマウイルス感染症		15,740
ス 水痘		9,350
セ インフルエンザ		4,550
(2) その他のもの		
ア おたふくかぜ		7,820
イ B型肝炎		7,010
ウ 肺炎球菌感染症 ((1) サに掲げるものを除く。)		9,150
エ ロタウイルス胃腸炎		13,550
12 ウイルス抗体価検査料	1 項目につき	860
13 生命保険等に係る医師面談料	1 件 30 分につき	5,500
14 診察券の再交付料	1 枚につき	200
15 エックス線等フィルムの複写料及び複製料	1 枚につき	
(1) 複写料		
ア 半切		780
イ 大角		600
ウ 大四ツ切		570
エ 四ツ切		480
オ 六ツ切		460
カ B4		730
(2) 複製料		
光ディスク (日本産業規格 X 0606 及び X 6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)		850
16 薬剤容器料	1 個につき	
(1) 大 (容量 300 c c 以上)		60
(2) 中 (容量 30 c c 以上 300 c c 未満)		50
(3) 小 (容量 30 c c 未満)		40
17 その他療養の給付に直接関係のないサービス等 (実費徴収できるものに限る。)	1 件につき	実費に相当する額

備考

- 1 時間内とは午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの時間を、時間外とは時間内及び深夜以外の時間を、深夜とは午後 10 時から翌日の午前 6 時までの時間をいう。ただし、土曜日にあっては、深夜以外の時間については時間外とする。
- 2 休日とは、前号に規定する時間区分にかかわらず、日曜日、国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日をいう。

加算分

区分	単位	金額 (円)
1 特別室の使用	1 日につき	
(1) 消費税法別表第 1 第 8 号に係る場合		
ア S 室		15,000
イ A 室		6,000
ウ B 室		5,000
エ C 室		4,000
オ D 室		3,000
カ E 室		2,500

キ F室		2,000
ク G室		1,000
(2) その他の場合		
ア S室		16,500
イ A室		6,600
ウ B室		5,500
エ C室		4,400
オ D室		3,300
カ E室		2,750
キ F室		2,200
ク G室		1,100
2 初診（他の病院又は診療所から文書による紹介がある場合等を除く。）	1 回につき	
(1) 消費税法別表第1第8号に係る場合		5,000
(2) その他の場合		5,500
3 再診（他の病院又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行っていない場合等を除く。）	1 回につき	
(1) 消費税法別表第1第8号に係る場合		2,500
(2) その他の場合		2,750
4 入院期間が180日を超える入院（厚生労働大臣が定める方法により計算した入院期間が180日を超えた日以後の入院（厚生労働大臣が定める状態等にある者に係るものを除く。）をいう。）	1 日につき	
(1) 消費税法別表第1第8号に係る場合		2,160
(2) その他の場合		2,370

3 利用料金の承認年月日

令和2年7月28日

4 利用料金の適用年月日

令和2年10月1日

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく請求に係る監査の結果を、同条第5項の規定により次のとおり公表します。

令和2年7月28日

三重県監査委員	山	口	和	夫
三重県監査委員	田	中	智	也
三重県監査委員	田	中	祐	治
三重県監査委員	内	田	典	夫

第1 監査の請求

1 監査請求のあった日 令和2年5月27日

2 請 求 人 住所 亀山市みずほ台14番地351
氏名 宮野 弘之

第2 請求の受理

本件請求は、所要の法定要件を具備しているものと認めて受理した。

第3 請求人の陳述等

令和2年6月30日、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して証拠の提出と陳述の機会を設けた。

また、同日、三重県県土整備部職員の陳述を聴取した。

第4 監査の結果

上記の住民監査請求について監査した結果を次のとおり通知した。

監 査 第 35 号

令和2年7月17日

請求人 宮野 弘之 様

三重県監査委員 山 口 和 夫

三重県監査委員 田 中 智 也

三重県監査委員 田 中 祐 治

三重県監査委員 内 田 典 夫

住民監査請求について

令和2年5月27日に提出された住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき監査した結果は、次のとおりです。

記

第1 監査の結論

本件請求を棄却する。

第2 監査の請求

本件請求の要旨は、次のとおりである。

1 請求理由

- (1) 三重県（以下「県」という。）が管理する都市公園に、公園管理者である県以外の者が公園施設を設ける場合、県は、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条に基づき設置を許可し、三重県都市公園条例（昭和47年三重県条例第33号、以下「条例」という。）第10条に基づき設置に係る使用料（以下「設置使用料」という。）を徴収している。その公園施設を設置した者（以下「設置者」という。）自らが管理する場合、県は、管理についても許可し、設置者から管理に係る使用料（以下「管理使用料」という。）を徴収しなければならないところ、管理許可手続きと管理使用料の徴収を違法に怠っている。
- (2) 県が管理する都市公園である熊野灘臨海公園における公園施設の設置許可手続きにおいても、県は、公園施設の設置を許可し、設置者から設置使用料を徴収しているが、管理許可手続きと管理使用料の徴収は行っていない。
- (3) 県以外の者が公園施設を設置し、その公園施設を設置者自らが管理する場合、

管理許可手続きと管理使用料の徴収は要しないとする規定は条例に明記されていないにもかかわらず、県が管理許可手続きと管理使用料の徴収を行わないことは、公金の賦課・徴収を怠る事実にあたる。

2 求める措置の内容

- (1) 県が管理する都市公園に、県以外の者が公園施設を設置し、その公園施設を設置者自らが管理する場合、設置許可手続きを行い、設置者から設置使用料を徴収するだけでなく、管理許可手続きを行い、設置者から管理使用料の徴収を行う措置の勧告を求める。
- (2) 請求人の主張が認められないとしても、設置者が設置許可申請書の「施設の管理の方法」に、設置者自らが管理する旨の記載があった場合、管理許可申請と管理使用料の納付は要しないということを条例に規定する措置の勧告を求める。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

職員措置請求書及び事実証明書で適示のあった都市公園法第5条に基づく公園施設の設置又は管理の許可に係る使用料徴収について、違法な点があるか否かを監査対象事項とした。

なお、請求人が前記第2-2(2)で求める措置は、条例の規定そのものを対象としてその改正を求めるものであり、財務会計上の行為又は怠る事実について監査を求めるものではないため、監査対象外とした。

2 監査対象部局

県土整備部

3 監査対象部局に対する調査の実施、陳述の聴取等

(1) 実施した調査等

令和2年6月16日、監査対象部局に対する調査を実施した。

令和2年6月17日、請求人から補正書の提出があった。

令和2年6月22日、監査対象部局から陳述書の提出があった。

令和2年6月30日、請求人から陳述書の提出があり、同日、請求人及び監査対象部局の陳述を聴取した。

(2) 請求人の陳述の要旨

ア 県が管理する都市公園に、県以外の者が公園施設を設ける場合、その公園施設が撤去されるまでは当然に管理がつきまとうことになる。条例には、設置する場合は管理も含むといったことや設置と管理は一体なものであるといった

ことなど、県以外の者が公園施設を設置し、設置者自らが管理する場合は設置使用料を徴収するだけで良いとする規定が明示されていない。

そうした規定が明示されていない限りでは、公園施設の設置許可には管理が伴っていないということであり、設置者自らが公園施設を管理する場合、県は、管理許可手続きを行い、設置者から管理使用料を徴収しなければならないのである。

イ 監査対象部局は、「都市公園法解説（改訂新版）」（監修 国土交通省都市局公園緑地・景観課）から引用して、県以外の者が公園施設を設ける場合、管理も含まれると主張している。しかし、管理も含まれるということが、設置と管理が一体ということなのか、管理許可手続きと管理使用料の徴収を免れる又は法的に生じないということなのかについては言及がない。「都市公園法解説（改訂新版）」から引用した内容は、公園施設を設けるからには管理の所在をはっきりさせなさいと言っているに過ぎない。

ウ 監査対象部局は、県以外の者が公園施設を設置し、設置者自らが管理する場合、管理許可と管理使用料の徴収が不要であると条例に明示されていないことについて、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）の内容が同様であるから条例に不備がないとも主張しているが、国が管理する都市公園であれば都市公園法施行令、地方公共団体が管理する都市公園であれば、それぞれの地方公共団体が条例で定めており、県は、条例を根拠として不備がないことを主張すべきである。条例にそうした規定が明示されていない以上、県は管理許可と管理使用料の徴収を行う必要がある。

(3) 監査対象部局の陳述の要旨

ア 県は、県が管理する都市公園において、県以外の者が設置する公園施設について、都市公園法第 5 条に基づき許可を行っている。また、都市公園法第 5 条第 1 項では、条例で定める事項を記載した申請書を都市公園を管理する者に提出して、その許可を受けなければならないと規定している。

このため、県は、条例第 8 条において、公園施設の設置又は管理の許可等の申請書の記載事項を定め、条例第 10 条に基づき使用料を徴収している。

県では、県以外の者が公園施設を設ける場合、当然、管理を含むものとして、公園施設を設ける場合に係る申請の許可及び設置使用料の徴収を行っている。

条例第 10 条で規定する使用料の額は、条例別表第 2 において定められているとおり、設置使用料は年額 600 円/㎡、管理使用料は年額 660 円/㎡であり、各使用料の差額は、消費税相当分である。

イ 請求人は、県以外の者が公園施設を設ける場合、設置使用料と管理使用料の両方を徴収すべきであると主張していることについて、以下の（ア）、（イ）のとおり反論する。

- (ア) 請求人は、県以外の者が公園施設を設ける場合とは、狭義の「設置」のみを指しており、設置後、「管理」が必要となると主張している。

しかし、「都市公園法解説（改訂新版）」の都市公園法第5条の註解（2）には、「公園管理者以外の第三者が公園施設を設けるときは、当該公園施設を管理することも当然その内容に含まれる。」と記載されており、県以外の者が公園施設を設ける場合、管理も含まれていることは明らかである。

- (イ) 請求人は、使用料徴収について規定される条例第10条や条例別表第2について、県以外の者が公園施設を設置し、設置者自らが管理する場合、管理許可と管理使用料の徴収が不要であるとする明示が十分ではないと主張している。

しかし、設置使用料については、条例第8条第1項第1号に掲げる事項を記載した申請書を県に提出し、その許可を得た者から徴収するが、公園施設を設けようとするときには、施設の管理の方法の記載が義務付けられており、当該公園施設の設置者が管理を行うことが許可内容となっている。

また、都市公園法施行令第20条（国の設置に係る都市公園の使用料の徴収）においても、条例と同様の表記であり、明示が不十分であるとは考えられない。

- ウ 以上のことから、県が管理する都市公園における公園施設の設置許可手続きに違法性はなく、公金の賦課・徴収を怠る事実はない。

第4 監査の結果

1 認定した事実

監査対象部局に対する調査結果、請求人及び監査対象部局の陳述結果等を総合すると、次の事実が認められる。

(1) 公園施設の設置許可

ア 都市公園法の規定

都市公園法第5条第1項では、「都市公園を管理する者（以下「公園管理者」という。）以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令）で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。」と規定されており、設置許可については、都市公園法第5条第2項各号のいずれかに該当する場合に限り、許可をすることができると規定されている。

また、都市公園法第8条では、「都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。」と規定されている。

イ 条例の規定

(ア) 公園施設の設置許可に係る申請書の記載事項

公園施設の設置許可に係る申請書に記載される事項は、条例第8条第1項第1号に規定されているとおり、「イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名、ロ 施設名、ハ 施設の設置の期間、ニ 施設の設置の場所、ホ 施設の構造、ヘ 工事の実施方法、ト 工事の着手及び完了の時期、チ 施設の管理の方法、リ 都市公園の復旧方法、ヌ その他規則で定める事項」である。

(イ) 公園施設の設置許可に係る申請書の様式

申請書の様式は、条例施行規則（昭和47年三重県規則第48号）第4条第1項に規定されており、公園施設の設置許可に係る申請書の様式は、「公園施設設置等（変更）許可申請書（第2号様式（その1））」である。

なお、公園施設の管理許可に係る申請書の様式は、「公園施設設置等（変更）許可申請書（第2号様式（その2））」が定められている。

ウ 設置許可手続き

県が管理する都市公園に、県以外の者が公園施設を設置する場合、設置しようとする者は、「公園施設設置等（変更）許可申請書（第2号様式（その1））」に必要事項を記載して県に提出する。

県は、提出された申請書の内容を審査し、都市公園法第5条第2項各号のいずれかに該当する場合に限り、設置を許可し、申請者に対して指令書を交付している。

設置許可に係る指令書には、「1 都市公園の名称、2 設置施設（種類、構造及び数量）、3 設置期間、4 設置場所、5 使用料、6 工事の実施方法、7 工事期間、8 施設の管理方法、9 都市公園の復旧方法、10 許可の条件」が記載され、「10 許可の条件」の（1）には、「設置者は設置している物件を常時良好な状態に維持管理しなければならない。」と記載されている。

エ 設置使用料

使用料は、条例第10条に「設置者等、行為者又は第7条第1項に規定する公園施設を利用しようとする者は、別表第2に定める額の使用料を当該許可を受けた際又は当該公園施設を利用しようとする際納付しなければならない。」と規定されており、設置使用料の額については、年額600円/㎡である。

なお、管理使用料の額については、年額660円/㎡で、設置使用料と管理使用料の差額は消費税相当分であることから、設置使用料と管理使用料は実質的に同額である。

(2) 熊野灘臨海公園における公園施設の設置許可手続き

熊野灘臨海公園は、北牟婁郡紀北町内にある県の管理する都市公園である。

令和2年3月16日付けで、申請者から「公園施設設置等（変更）許可申請書（第2号様式（その1））」が尾鷲建設事務所に提出され、その内容は、令和2年4月1日から令和12年3月31日まで同公園内に飲料自動販売機を設置するというものである。申請書は、尾鷲建設事務所で令和2年3月23日に受付を行い、令和2年3月30日に許可を認める旨の決裁がなされ、同日付け三重県指令尾建第16-19-0015号で都市公園法第5条及び第8条の規定により許可する旨の指令書が申請者に交付されている。設置使用料については年額600円である。

なお、当該公園施設の設置にあたって、県は、設置者と管理許可手続きを行っておらず、管理許可をしていないため、管理使用料についても徴収していない。

(3) 他の都市公園における設置許可の状況

監査対象部局が管理する都市公園5箇所で、飲料自動販売機の設置許可をしており、その総数は45件である。いずれも、前記(2)と同様の手続きがなされており、設置許可と設置使用料の徴収は行っているが、管理許可と管理使用料の徴収は行われていない。

(4) 都市公園法施行規則（昭和31年建設省令第30号）第3条で定める申請書の記載事項及び都市公園法施行令第20条第1項で定める使用料

国が管理する都市公園における公園施設の設置許可に係る申請書の記載事項は、都市公園法施行規則第3条第1号で定められているとおり、「イ 設置の目的、ロ 設置の期間、ハ 設置の場所、ニ 公園施設の構造、ホ 公園施設の外観、ヘ 公園施設の管理の方法、ト 工事の実施方法、チ 工事の着手及び完了の時期、リ 都市公園の復旧方法、ヌ その他参考となるべき事項」である。

使用料については、都市公園法施行令第20条第1項で、都市公園法第5条第1項の許可を受けた者から、公園施設の設置又は管理につき、「国土交通省令で定めるところにより、使用料を徴収するものとする。」と規定されている。

2 判断

(1) 理由

ア 請求人は、県が管理する都市公園に、県以外の者が公園施設を設置し、その公園施設を設置者自らが管理する場合、設置許可手続きを行い、設置者から設置使用料を徴収するとともに、管理許可手続きを行い、管理使用料を徴収する必要があると主張している。

都市公園法第5条に基づく都市公園における公園施設の設置又は管理許可手続きについては、法の規定等に沿って、都市公園を管理する国及び各地方公共団体がそれぞれ定めており、県においては、前記認定事実(1)イ及びエのとおりである。

また、県の設置許可手続きは、前記認定事実(1)ウのとおり、「公園施設設

置等（変更）許可申請書（第2号様式（その1））」を県に提出することとしており、申請者は、「施設の設置の期間」や「施設の管理の方法」等を申請書に記載して県に提出している。県は申請書の提出を受け、設置を許可する場合は、申請者に対して指令書を交付しており、指令書には「3 設置期間」や「8 施設の管理方法」の他、「10 許可の条件」の（1）に「設置者は設置している物件を常時良好な状態に維持管理しなければならない。」と記載されている。

以上の事実から、条例に基づく公園施設の設置許可は、申請者に対して、県が許可した期間、許可した管理方法で公園施設を設けることを許可するものと解すべきであり、監査対象部局の主張どおり、「都市公園法解説（改訂新版）」の都市公園法第5条の註解（2）に記載される「公園管理者以外の第三者が公園施設を設けるときは、当該公園施設を管理することも当然その内容に含まれる。」という趣旨にも合致していることが認められる。

あわせて、前記認定事実（3）のとおり、他の都市公園における公園施設の許可手続きにおいても、設置と管理の両方を許可している事例はなく、前記認定事実（1）エのとおり、設置使用料と実質的に同額の管理使用料を、同一の公園施設に対して重ねて徴収していないことについても妥当性があると認められる。

よって、条例の規定による公園施設の設置許可手続きにおいて、公園施設を設置者自らが管理する場合、設置許可に管理することも含まれていると認められ、県は設置者に対して管理許可を行う必要がないため、県が設置者から管理使用料を徴収していないことは違法であるとは言えない。

イ 以上のとおり、県の公園施設の設置許可手続きに違法な点は認められず、請求人の主張には理由がない。

（2）結語

よって、本件公園施設の管理許可手続き及び管理使用料の徴収を求める本件請求は、理由がないから、前記第1 監査の結論のとおり決定する。

(参考) 関係する法律、条例等**都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条第 1 項、第 2 項**

（公園管理者以外の者の公園施設の設置等）

第 5 条 第 2 条の 3 の規定により都市公園を管理する者（以下「公園管理者」という。）

以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令）で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の許可をすることができる。

- 一 当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められるもの
- 二 当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの

都市公園法第 8 条

（許可の条件）

第 8 条 公園管理者は、第 5 条第 1 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 3 項の許可に都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 20 条

（国の設置に係る都市公園の使用料の徴収）

第 20 条 国土交通大臣は、国の設置に係る都市公園について、法第 5 条第 1 項又は法第 6 条第 1 項若しくは第 3 項（法第 33 条第 4 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の許可を受けた者（法第 9 条（法第 33 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により公園管理者と協議が成立した者を含む。）から、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用（以下「公園施設の設置等」という。）につき、国土交通省令で定めるところにより、使用料を徴収するものとする。ただし、当該公園施設の設置等が次に掲げる公園施設又は占用物件に係るものであり、かつ、営利を目的とし、又は利益をあげるものでないときは、この限りでない。

- 一 公園施設で国土交通大臣が指定するもの
- 二 占用物件で都市公園の機能を高めるものとして国土交通大臣が指定するもの

2 国土交通大臣は、前項本文に定める場合のほか、国の設置に係る都市公園を利用する者から、国土交通省令で定めるところにより、入園料その他の使用料を徴収することができる。

都市公園法施行規則（昭和 31 年建設省令第 30 号）第 3 条

（国の設置に係る都市公園における公園管理者以外の者の公園施設の設置等の許可の申請）

第 3 条 都市公園法（以下「法」という。）第 5 条第 1 項の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 公園施設を設けようとする場合

- イ 設置の目的
- ロ 設置の期間
- ハ 設置の場所
- ニ 公園施設の構造
- ホ 公園施設の外観
- ヘ 公園施設の管理の方法
- ト 工事の実施方法
- チ 工事の着手及び完了の時期
- リ 都市公園の復旧方法
- ヌ その他参考となるべき事項

二 公園施設を管理しようとする場合

- イ 管理の目的
- ロ 管理の期間
- ハ 管理の場所
- ニ 管理の方法
- ホ その他参考となるべき事項

三 許可を受けた事項を変更しようとする場合 当該変更に係る事項

三重県都市公園条例（昭和 47 年三重県条例第 33 号）第 8 条第 1 項

（公園施設の設置若しくは管理の許可又は都市公園の占用の許可の申請書の記載事項）

第 8 条 法第 5 条第 1 項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項

- イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- ロ 施設名
- ハ 施設の設置の期間
- ニ 施設の設置の場所
- ホ 施設の構造
- ヘ 工事の実施方法
- ト 工事の着手及び完了の時期
- チ 施設の管理の方法

- リ 都市公園の復旧方法
- ヌ その他規則で定める事項
- 二 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項
 - イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - ロ 施設名
 - ハ 施設の管理の期間
 - ニ 施設の管理の方法
 - ホ その他規則で定める事項

三重県都市公園条例第 10 条

(使用料)

- 第 10 条 設置者等、行為者又は第 7 条第 1 項に規定する公園施設を利用しようとする者は、別表第 2 に定める額の使用料を当該許可を受けた際又は当該公園施設を利用しようとする際納付しなければならない。ただし、当該許可に係る設置、管理又は行為の期間（以下「使用期間」という。）が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降に係る使用料は、毎年度、当該年度分を 4 月 30 日までに納付しなければならない。
- 2 知事は、前項の使用料については、公益上有益であると認められるものについて、当該設置者等、行為者又は第 7 条第 1 項に限定する公園施設を利用しようとする者に対し、当該使用料の額の減免をすることができる。

三重県都市公園条例別表第 2（抜粋）

別表第 2（第 10 条、第 14 条の 16 関係）

種別	単位	金額
1 公園施設を設ける場合	年額 1 平方メートル	600 円
2 公園施設を管理する場合 (以下省略)	年額 1 平方メートル	660 円

公 告

三重県情報公開条例（平成 11 年三重県条例第 42 号）第 30 条の規定に基づき、令和元年度における公文書の開示についての実施状況を次のとおり公表します。

令和 2 年 7 月 28 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 公文書開示請求の状況

区 分	住所又は居所		
	県 内	県 外	計
個 人	1,104	247	1,351
法 人	5,345	800	6,145
計	6,449	1,047	7,496

注 この表は、「公文書開示請求書」の件数を分類したものです。

2 公文書開示請求区分の状況

来 庁 場 所				ファクシミリ	送付	インターネット	合 計
総合窓口	案内窓口	受付窓口	小計				
947	104	5,017	6,068	1,048	42	338	7,496

注 1 この表は、「公文書開示請求書」の件数を分類したものです。

2 総合窓口にあつては、情報公開課、本庁各担当課及び警察本部広聴広報課等、案内窓口にあつては、各地域防災総合事務所及び地域活性化局、受付窓口にあつては、各地域機関等、各警察署等、公立大学法人三重県立看護大学及び地方独立行政法人三重県立総合医療センターで受け付けた件数です。

3 公文書開示請求の決定等の状況

区 分	決定の内訳							取下げ等	合 計
	開 示	部分開示	非 開 示	存否応答拒否	その他非開示	不 存 在	小 計		
件 数	6,970	604	2	8	0	153	7,737	124	7,861

注 1 この表は、公文書開示、部分開示又は非開示決定等の件数を分類したものです。

2 請求件数と決定等件数の合計が異なるのは、1 件の請求に対し複数の決定を行った場合があるためです。

4 公文書開示決定等の実施機関別決定件数

実 施 機 関			件 数	実 施 機 関			件 数
知 事	防 災 対 策 部		8	行 政 委 員 会 等	議 会		5
	戦 略 企 画 部		18		教 育 委 員 会		437
	総 務 部		43		公 安 委 員 会		0
	医 療 保 健 部		265		警 察 本 部 長		79
	子 ど も ・ 福 祉 部		28		選 挙 管 理 委 員 会		10
	環 境 生 活 部		86		人 事 委 員 会		1
	地 域 連 携 部		228		監 査 委 員		0
	農 林 水 産 部		1,100		労 働 委 員 会		0
	雇 用 経 済 部		37		収 用 委 員 会		0
	県 土 整 備 部		5,037		海 区 漁 業 調 整 委 員 会		0
	出 納 局		2		内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会		0
	小 計		6,852		企 業 庁 長		331
					病 院 事 業 庁 長		14
事					地 方 独 立 行 政 法 人 三重県立総合医療センター		7

		公立大学法人三重県立看護大学	1
		小 計	885
		合 計	7,737

注 この表は、公文書開示、部分開示又は非開示決定等の件数を、実施機関別に分類したものです。

5 審査請求の状況

平成 30 年度 からの繰越 件数	令和元年度 の諮問件数	令和元年度審査会処理件数			未処理件数 (諮問中)	取下げ
		認 容	一部認容	棄 却		
13	1	0	2	3	9	0

注 この表は、審査請求のうち三重県情報公開・個人情報保護審査会に諮問があったもので、令和 2 年 3 月 31 日現在の件数です。

三重県個人情報保護条例（平成 14 年三重県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 51 条の規定に基づき、令和元年度における運用状況を次のとおり公表します。

令和 2 年 7 月 28 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 個人情報取扱事務登録簿への登録の状況

（令和 2 年 3 月 31 日現在）

実 施 機 関		登録事務数
知事		962
	防災対策部	(31)
	戦略企画部	(11)
	総務部	(34)
	医療保健部	(214)
	子ども・福祉部	(150)
	環境生活部	(141)
	地域連携部	(49)
	農林水産部	(139)
	雇用経済部	(44)
	県土整備部	(145)
	出納局	(4)
議会		4
教育委員会		72
公安委員会		2
警察本部長		95
選挙管理委員会		28
人事委員会		19
監査委員		8
労働委員会		12
収用委員会		6
海区漁業調整委員会		5
内水面漁場管理委員会		3
企業庁長		17
病院事業庁長		19
公立大学法人三重県立看護大学		27
地方独立行政法人三重県立総合医療センター		18

計	1,297
---	-------

() : 内数

2 自己を本人とする保有個人情報の請求の件数

	開示請求	訂正請求	利用停止等請求
請求件数	16,762	1	0

3 開示請求の状況

(1) 受付窓口別の請求件数

区 分		来 庁				送付	ファクシミリ	合計
		総合 窓口	案内 窓口	受付 窓口	小計			
書 面 に よ る 請 求	試験結果以外	69	3	351	423	1	1	425
	試験結果	203	0	127	330	19	0	349
口頭による請求（試験結果）		344	0	15,644	15,988			15,988
計		616	3	16,122	16,741	20	1	16,762

注 1 「口頭による請求」とは、条例第 27 条の規定により、実施機関があらかじめ定めた試験等の結果を請求書によらず口頭で開示請求ができる制度です。

2 「試験結果」とは、実施機関があらかじめ定めた試験の結果をいいます。

3 総合窓口にあつては、情報公開課、本庁各担当課及び警察本部広聴広報課等、案内窓口にあつては、各地域防災総合事務所及び地域活性化局、受付窓口にあつては、各地域機関等、各警察署等、公立大学法人三重県立看護大学及び地方独立行政法人三重県立総合医療センターで受け付けた件数です。

(2) 決定等の状況

区 分		決定の内訳						取下げ等	合計
		開示	部分 開示	非開示	不存在	存否応答 拒否	小計		
書 面 に よ る 請 求	試験結果以外	268	145	0	13	0	426	2	428
	試験結果	146	203	0	0	0	349	0	349
口頭による請求 試験結果		15,988	0	0	0	0	15,988	0	15,988
計		16,402	348	0	13	0	16,763	2	16,765

注 請求件数と決定等件数の合計が異なるのは、1 件の請求に対し複数の決定を行った場合があるためです。

(3) 実施機関別の決定の状況

実施機関		書面による請求		口頭による請求 試験結果	合計
		試験結果以外	試験結果		
知事		228	1	155	384
	防災対策部	(1)	(0)	(0)	(1)
	戦略企画部	(4)	(0)	(0)	(4)
	総務部	(1)	(0)	(8)	(9)
	医療保健部	(33)	(0)	(137)	(170)
	子ども・福祉部	(30)	(0)	(0)	(30)
	環境生活部	(4)	(0)	(0)	(4)
	地域連携部	(1)	(0)	(0)	(1)
	農林水産部	(109)	(0)	(2)	(111)
	雇用経済部	(0)	(1)	(7)	(8)
	県土整備部	(45)	(0)	(1)	(46)
	出納局	(0)	(0)	(0)	(0)

議会	3	0	0	3
教育委員会	17	287	6,969	7,273
公安委員会	0	0	8,574	8,574
警察本部長	78	0	0	78
選挙管理委員会	0	0	0	0
人事委員会	0	1	289	290
監査委員	1	0	0	1
労働委員会	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0
企業庁長	0	0	0	0
病院事業庁長	25	0	1	26
公立大学法人 三重県立看護大学	2	60	0	62
地方独立行政法人 三重県立総合医療センター	72	0	0	72
計	426	349	15,988	16,763

() : 内数

4 訂正請求の状況

(1) 受付窓口別の請求件数

来 庁				送付	ファクシミリ	合計	取下げ
総合窓口	案内窓口	受付窓口	小計				
1	0	0	1	0	0	1	0

(2) 決定等の状況

決定の内訳		合計
訂正	非訂正	
0	1	1

(3) 実施機関別の決定の状況

実施機関	決定件数
環境生活部	1

5 利用停止等請求の状況 請求なし

6 審査請求の状況

	平成30年度 からの繰越件数	令和元年度 諮問件数	令和元年度審査会処理件数				未処理件数 (諮問中)
			認容	一部 認容	棄却	却下	
開示請求	1	4	0	1	0	0	4
訂正請求	0	1	0	0	0	0	1
利用停止等請求	0	0	0	0	0	0	0
計	1	5	0	1	0	0	5

注 この表は、審査請求のうち三重県情報公開・個人情報保護審査会に諮問があったものの件数です。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、町屋川沿岸土地改良区（桑名市大貝須34）の定款の変更を認可しました。

令和2年7月28日

三重県知事 鈴木 英 敬

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、四日市市上下水道事業管理者から通知がありました。

令和2年7月28日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量及び3級基準点測量）
- 2 作業期間
令和2年6月26日から同年9月30日まで
- 3 作業地域
四日市市波木南台一丁目、同市波木南台二丁目及び同市波木南台三丁目

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和2年7月28日

三重県警察本部長 岡 素 彦

- 1 特定役務の名称 IPR形警察移動無線通信システムの無線機（携帯用無線機、受令機）の購入
- 2 担当部局 三重県津市栄町1丁目100番地
三重県警察本部警務部会計課用度係
- 3 落札者決定日 令和2年7月2日
- 4 落札者 大阪市平野区加美鞍作1丁目6番19号
アイコム株式会社 代表取締役 播磨 正隆
- 5 落札金額 入札価格 61,029,000 円
契約金額 67,131,900 円
- 6 決定手続 一般競争入札
- 7 入札公告日 令和2年5月12日

発行 三 重 県

三重県津市広明町13番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>